

# 介護予防・生活支援サービス (要支援1・2、事業対象者の方が利用できます)

要介護状態にならないために一定期間生活援助を行うことによって、できる限り住み慣れた地域で自立して生活できるように支援するサービスです。

## 訪問型サービス

ホームヘルパーが訪問し、一人ではできない調理、掃除、洗濯などの生活援助を行い、自分でできることが増えるよう支援します。



### ●訪問介護相当型

サービス費用のめやす(1月につき)

( )内は利用者負担額(1割の場合)

訪問介護相当型	週1回	一般的な利用の場合 (月4回/60分以上の利用)	事業対象者、要支援1・2 11,925円(1,193円)
	週2回	一般的な利用の場合 (月8回/60分以上の利用)	事業対象者、要支援1・2 23,840円(2,384円)
	週2回を超える利用の場合		要支援2 37,817円(3,782円)

※利用回数や時間に応じて料金が異なります。  
詳しくはケアマネジャーにご確認ください。

※この他、看護師などの専門職が、介護予防や生活機能の改善に向けた支援を行う「短期集中予防型サービス」もあります。

## 通所型サービス

事業所において、生活援助を行うほか、その人の生活目標に合わせた運動機能の向上、健康管理、仲間づくりなどを支援します。



### ●通所介護相当型

4時間以上で、主に健康管理や日常生活上の支援をします。

### ●時間短縮型

4時間未満で、主に運動や機能訓練に特化した支援をします。

サービス費用のめやす(1月につき)

( )内は利用者負担額(1割の場合)

通所介護相当型	週1回	一般的な利用の場合 (月4回の利用)	事業対象者、要支援1 16,700円(1,670円)
	週2回	一般的な利用の場合 (月8回の利用)	要支援2 34,242円(3,425円)
時間短縮型	週1回	一般的な利用の場合 (月4回の利用)	事業対象者、要支援1 13,354円(1,336円)
	週2回	一般的な利用の場合 (月8回の利用)	要支援2 27,388円(2,739円)

※利用回数に応じて料金が異なります。

詳しくはケアマネジャーにご確認ください。

※運動器機能向上、栄養改善などの加算をされる場合があります。

※上記の料金の他に食費等の実費を負担していただく場合があります。

## 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員が、本人や家族の希望を聞きながら、本人の状態や置かれている環境等に応じてケアプランを作成します。サービス利用にあたっての事業所との調整なども行います。

■サービス費用のめやす(1月につき)

4,390円 ※初回加算があります。

※利用者負担はありません。(全額を介護保険で負担します。)

# 介護予防サービス(要支援1、

## 訪問によるサービス

### 介護予防訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき) ( )内は利用者負担額(1割の場合)

看護職員1人と介護職員1人が行った場合	8,627円(863円)
介護職員2人が行った場合	8,198円(820円)

※清拭や部分浴のみ行う場合の費用は上記の70/100となります。

### 介護予防訪問看護

介護予防訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)

例:30分以上1時間未満の場合 ( )内は利用者負担額(1割の場合)

介護予防訪問看護ステーションの場合	8,035円(804円)
病院または診療所の場合	5,595円(560円)

※早朝、夜間、深夜、特別管理などの加算があります。

※末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については医療保険の給付の対象となります。また、医師から利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があった場合も同様に医療保険の給付の対象となります。

### 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。



■サービス費用のめやす(1回につき)

( )内は利用者負担額(1割の場合)

医師または歯科医師による指導の場合	5,070円(507円)
-------------------	--------------

※1月2回まで。ただし薬局の薬剤師などは1月4回まで

### 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(20分につき)

( )内は利用者負担額(1割の場合)

2,949円(295円)
--------------

※短期集中リハビリテーション実施などの加算があります。

## その他の在

### 介護予防特定施設入居者生活介護

入居している有料老人ホームなどからのサービスや、選択により外部からのホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けられます。

■サービス費用のめやす(1日につき) ( )内は利用者負担額(1割の場合)

入居施設から受ける場合	要支援1/ 1,825円(183円)
	要支援2/ 3,133円(314円)

※個別機能訓練などの加算があります。

※外部からのサービスを利用する場合、費用は居宅で利用する場合の90/100となります。

※別に食費等を負担する必要があります。

### 介護予防支援

介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の職員が、本人や家族の希望を聞きながら、状態に最も適した介護予防サービス計画を作ります。サービス利用にあたっての事業所との調整なども行います。

■サービス費用のめやす(1月につき)

4,390円
--------

※初回加算があります。利用者負担はありません。(金額を介護保険で負担します。)

# 要支援2の方が利用できます。)

## 通所や短期入所して受けるサービス

### 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで日常生活上の支援や、リハビリテーションが受けられます。



■サービス費用のめやす(1月につき) ( )内は利用者負担額(1割の場合)  
・共通的なサービス

要支援1	17,411円 (1,742円)
要支援2	36,764円 (3,677円)

※運動器機能向上などの加算があります。  
※別に食費等を負担する必要があります。

### 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

短期間、特別養護老人ホームなどに入所しながら、介護や機能訓練が受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす(1日につき) ( )内は利用者負担額(1割の場合)

特別養護老人ホーム(併設型多床室)	
要支援1	4,444円 (445円)
要支援2	5,522円 (553円)

※送迎、療養食、機能訓練体制などの加算があります。  
※居室の形態などにより費用は異なります。

### 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに入所しながら、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などが受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす(1日につき) ( )内は利用者負担額(1割の場合)

介護老人保健施設(多床室)基本型	
要支援1	6,195円 (620円)
要支援2	7,757円 (776円)

※送迎、療養食などの加算があります。  
※施設の種類や療養室の形態などにより費用は異なります。

## 宅サービス

### 介護予防福祉用具貸与

居宅での介護に必要な歩行器や住宅改修をとまなわない手すりなど福祉用具の貸与が受けられます。

- ・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ
- ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するもの) など

※原則、車いすや特殊寝台などは貸与を受けられませんが、歩行、寝返り・起き上がりが困難な場合など、認められることがあります。



介護予防住宅改修、介護予防福祉用具購入について・・・詳しくは、28ページをご覧ください。